

令和4年2月22日

中小企業の振興と人材の育成等に関する県民会議資料

1 雇用情勢・新型コロナウイルス関連

P1~P3

求人・求職及び有効求人倍率の推移

P1

新型コロナウイルス感染症の影響について

P2~P3

2 令和4年度予算案における助成金制度（抜粋）

P5~7

3 令和4年度以降、中小企業へ適用されるようになる法律

P9

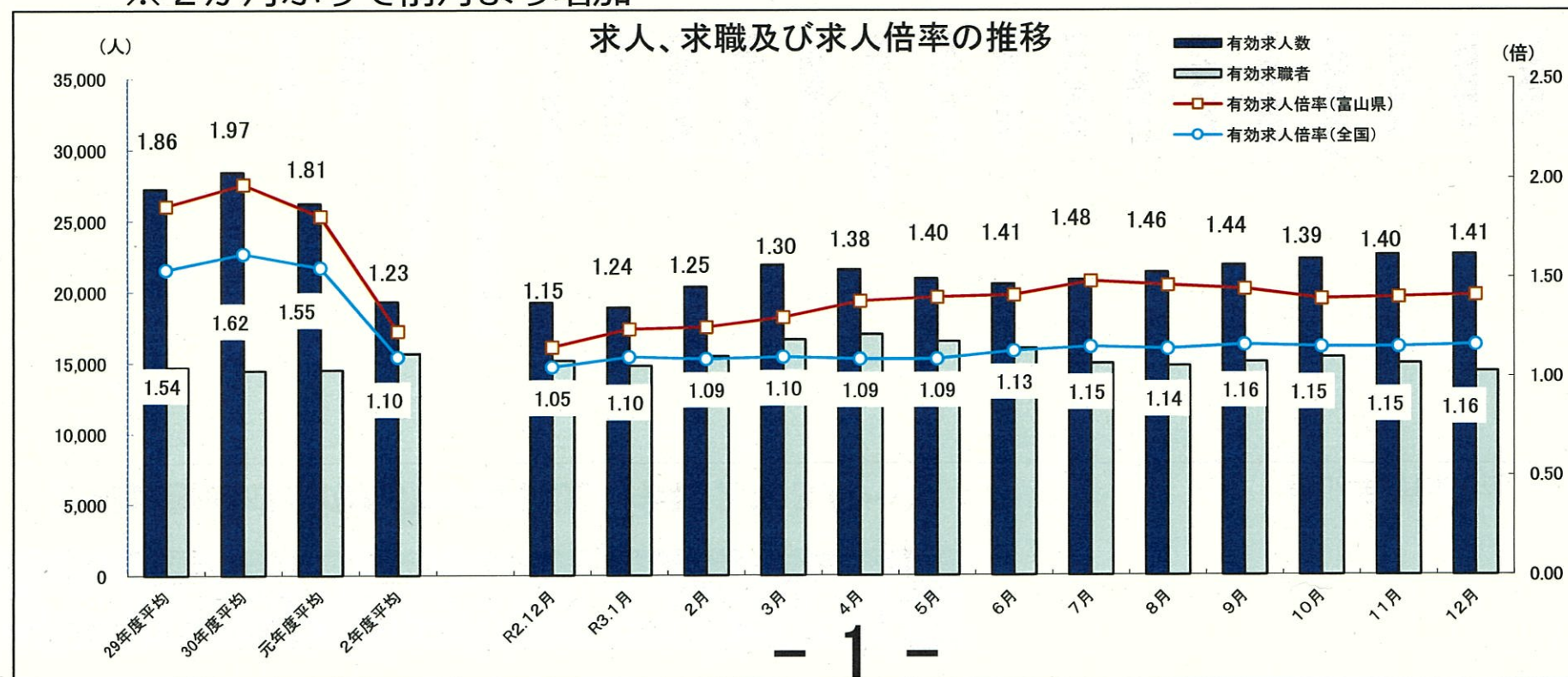
<参考資料>

- ・労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されます！
- ・令和4年4月1日から女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出、情報公表が101人以上300人以下の中小企業にも義務化されます。
- ・改正育児・介護休業法対応はお済みですか？
- ・中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業【働き方改革推進支援センター富山】
- ・60時間を超える法定労働時間外労働に対して、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

求人・求職及び有効求人倍率の推移(富山労働局)

※ポイント (令和3年12月)

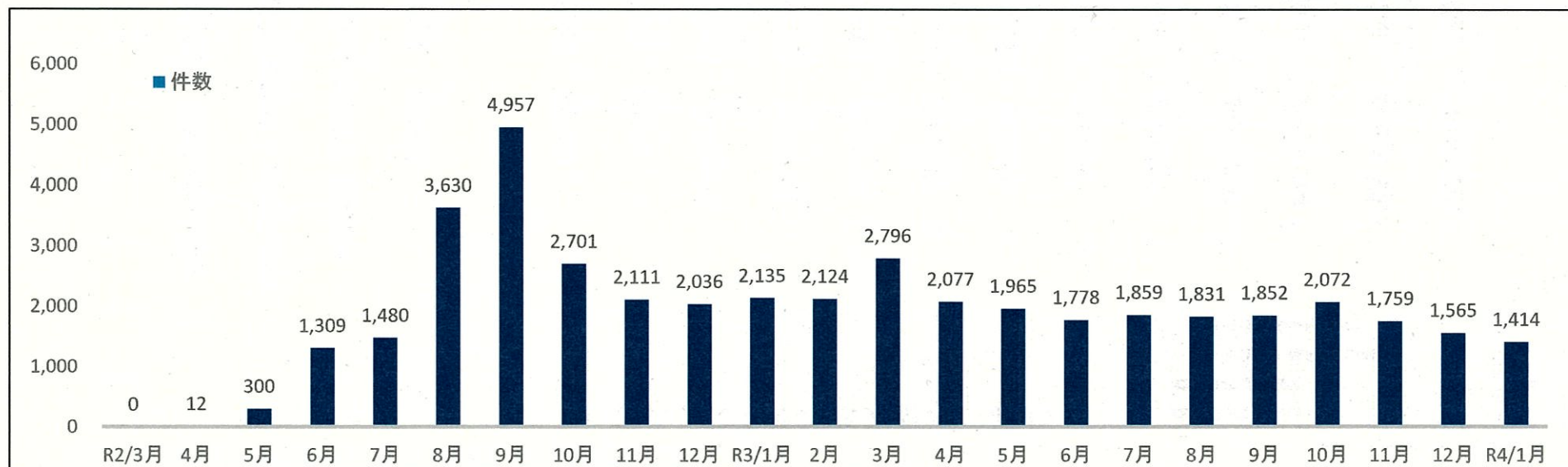
- ・ **有効求人倍率** (季節調整値) **1.41倍** 前月比0.01ポイント上昇
※全国順位 第6位 (前月8位)
- ・ **有効求人数** (季節調整値) **21,680人** 前月比1.0%増加
※5ヶ月ぶりで前月より増加
- ・ **有効求職者数** (季節調整値) **15,391人** 前月比0.2%増加
※2ヶ月ぶりで前月より増加



新型コロナウイルス感染症の影響について①

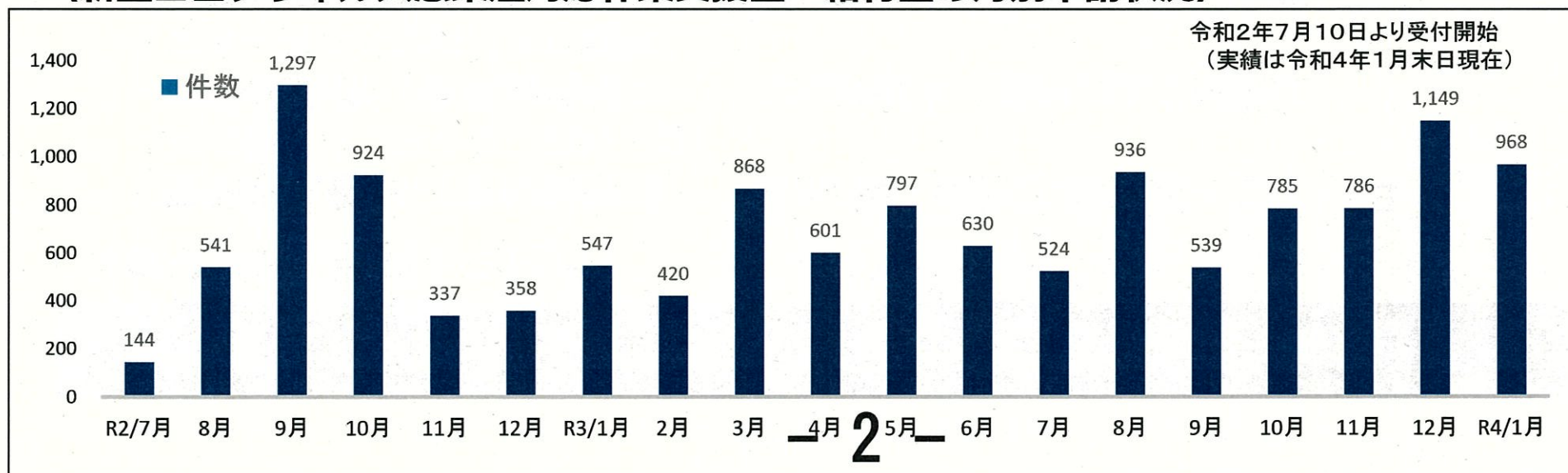
＜雇用調整助成金の月別申請状況：令和2年3月～＞

令和4年1月末現在



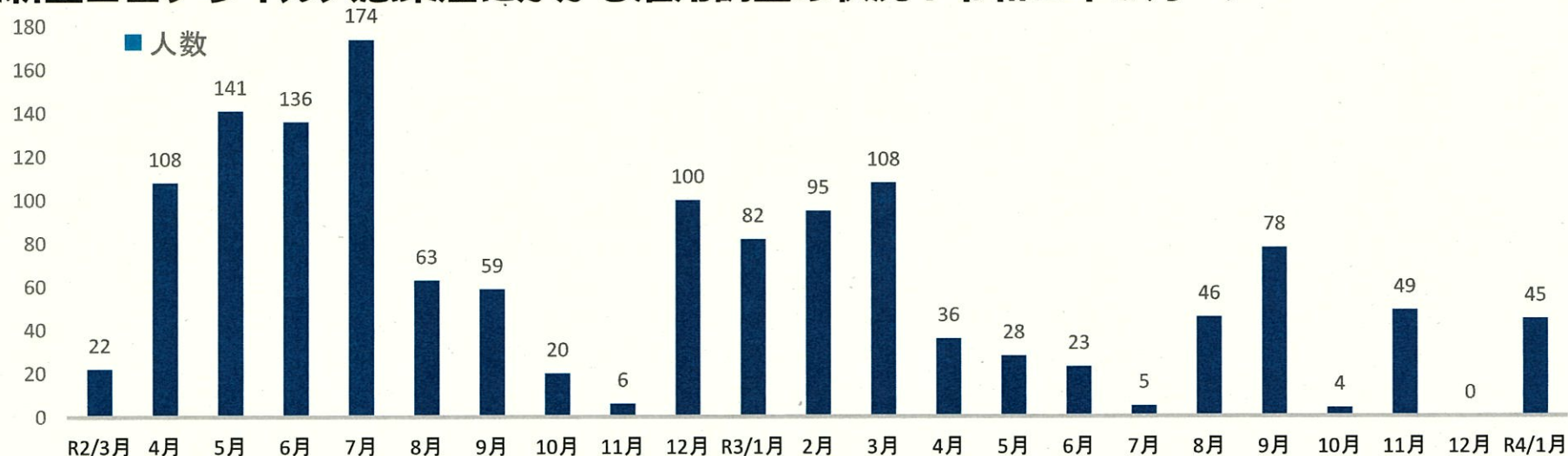
＜新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の月別申請状況＞

令和2年7月10日より受付開始
(実績は令和4年1末日現在)



新型コロナウイルス感染症の影響について②

<新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整の状況：令和2年3月～>



※産業別では宿泊・飲食サービス業、製造業、運輸業、卸・小売業で全体の約7割を占める。

累計：雇用調整実施事業所数128事業所、1,428人（令和4年1月末現在）

<新規学卒求人の内定状況（大学等・高卒）>

令和3年12月末現在

	大学等	高卒
内定率	91.3%	94.0%
前年同月比(※注)	+0.7P	▲0.4P

令和4年度予算案における中小企業向け助成金(抜粋)

目 的	助成金名称	助成率等	対象企業
臨時休校等による子の世話のための特別休暇等を導入し、利用させた	両立支援等助成金 (育児休業等支援コース 〔新型コロナウイルス感染症対応特例〕)	労働者1人あたり 5万円 (1企業10人まで)	大企業・ 中小企業
感染した家族の介護のため特別休暇を取得させた	両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース 〔新型コロナウイルス感染症対応特例〕)	労働者1人あたり 10日以上 35万円 5日以上9日まで 20万円	中小企業のみ
「介護支援プラン」を策定し、労働者の円滑な介護休業の取得、復帰に取り組む、取得させた。	両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース)	労働者1人あたり 28.5万円 他	中小企業のみ
男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境を整備し、取得させた。	両立支援等助成金 (出生時両立支援コース)	労働者1人あたり 20万円 他 (「代替要員の新規雇用」による加算や 「育児休業取得率の30%以上向上」に基づく加支給など別途設定あり)	中小企業のみ
不妊治療のための休暇制度等を利用しやすい環境整備に取り組む、制度を利用させた	両立支援等助成金 (不妊治療両立支援コース)	●環境整備・制度利用(5日以上) 1事業主 28.5万円 ●長期休暇加算(20日以上連続) 労働者1人あたり28.5万円	中小企業のみ
テレワークができるようにしたい	人材確保等支援助成金 (テレワークコース)	テレワーク用通信機器の導入等 助成率30%(上限100万円)他	中小企業のみ

令和4年度業務改善助成金について

令和4年度予算案(令和3年度当初予算額):12億円(12億円)

【助成概要】

企業の生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

【要求理由】

新型コロナウイルスの影響下において、売上高や生産量等が減少している中小企業事業者に対して、上限額の引上げ等の特例を設けることにより、重点的に環境整備を図ることとする。

【対象事業場】

以下の2つの要件をすべて満たす事業場

- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・事業場規模100人以下であること

【助成率】

3/4 (4/5)

※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5 (9/10)

※()内は事業場内最低賃金900円未満の事業場

【特例的な拡充・要件緩和】

○設備投資等の範囲の拡充 (R3.8.1～)

コロナ禍で特に業況が厳しい事業者に関し、自動車、PC等を対象として認める。

- ・乗車定員11人以上の乗用自動車及び貨物自動車等
- ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器の新規導入

○人材育成・教育訓練の要件緩和 (R3.10.1～)

- ・上限30万円まで⇒上限50万円まで

【助成上限額】

引上げ労働者数	30円コース	45円コース	60円コース	90円コース
1人	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	70万円	100万円	150万円	270万円
7人以上	100万円	150万円	230万円	450万円
※10人以上	120万円	180万円	300万円	600万円

※コロナ禍で特に影響を受けている事業者(生産量等がコロナ前と比較して30%減)又は事業場内最賃900円未満の場合のみ対象

- ◆ 別途、令和3年度補正予算(135億円)において、コロナ禍で特に影響を受けている事業者を対象に、上限を100万円として助成対象経費の範囲を拡大することとした特例コースを措置。

働き方改革推進支援助成金

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：54億円（49億円）

コース名	助成概要	支給要件	助成率	助成上限額	助成対象	賃金加算
労働時間短縮・ 年休促進支援 コース 17億円 (15億円)	労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成	助成対象の取組を行い、以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の縮減 ②特別休暇の整備 ③時間単位の年休の整備	費用の 3/4 を助成 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、 4/5 を助成	成果目標の達成状況に基づき、 ①～③の助成上限額を算出 合計は 200万円 ①月80時間超の協定の場合に 月60時間以下に設定：100万円 ※月60時間超80時間以下の設定に留まった場合：50万円 ※月60時間超80時間以下の協定の場合に、 月60時間以下に設定：50万円 ②50万円 ③50万円	労働時間短縮や生産性向上に向けた取組 ①就業規則の作成・変更 ②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む） ③外部専門家によるコンサルティング ④労務管理用機器等の導入・更新 ⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 ⑥人材確保に向けた取組等	賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に 15万円～最大150万円加算 【5%以上の場合、 24万円～最大240万円加算 】
勤務間インターバル導入コース 22億円 (19億円)	勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成	助成対象の取組を行い、新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること		勤務間インターバル時間数に応じて ・9時間以上11時間未満： 80万円 ・11時間以上： 100万円		
労働時間適正 管理推進コース 15億円 (16億円)	労務・労働時間の適正管理を推進し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた中小企業事業主に対して助成	助成対象の取組を行い、新たに勤怠・賃金計算等をリンクさせたITシステムを用いた時間管理方法を採用するとともに、労務管理書類の5年間保存について就業規則等に規定すること。また、労働時間適正把握に係る研修を実施すること。		上限額： 50万円		

- 7 -

※支給要件等は変更の可能性あり

令和4年度以降、中小企業へ適用されるようになる法律と支援策等

令和4年4月1日～

●職場におけるパワーハラスメント防止対策の義務付け（労働施策総合推進法）

●女性社員の登用等に関する行動計画の策定（女性活躍推進法）

両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）＜令和3年度＞

（自社の課題解決に向けた取組を実施し、数値目標を達成した場合に助成）

●育児休業を取得しやすい雇用環境整備の義務化

●育児休業制度等について個別の周知・意向確認の義務化（育児・介護休業法）

●有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

令和4年10月1日～

●産後パパ育休の創設

●育児休業の分割取得

（育児・介護休業法）

両立支援等助成金（出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金））＜令和3年度＞

（育児休業や育児目的休暇を男性が取得しやすい職場風土作りに取り組み、
男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得した中小企業等に支給）

両立支援等助成金（育児休業等支援コース）＜令和3年度＞

（育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取組を行った中小事業主に支給）

改正法への対応や各種助成金の活用方法などは「働き方改革推進支援センター富山」にて支援

